



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 69 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則 (15) (給与課) 2
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (16) (〃) 6
	教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則 (17) (〃) 13
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (18) (〃) 14
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等 に関する規則の一部を改正する規則 (19) (〃) 16
	職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則 (20) (〃) 19
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 22
	地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 29

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">知事事務部局</td> <td> 部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。) 副局長 校長 民工芸振興官 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	職員	略		知事事務部局	部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。) 副局長 校長 民工芸振興官 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">知事事務部局</td> <td> 部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 市場開拓監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。) 副局長 センター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	職員	略		知事事務部局	部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 市場開拓監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。) 副局長 センター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補
機関	職員												
略													
知事事務部局	部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。) 副局長 校長 民工芸振興官 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健												
機関	職員												
略													
知事事務部局	部長(農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 市場開拓監 院長 課長(農業大学校の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。) 副局長 センター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補												

		<p>健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課人材評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員(室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>			<p>佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課人材評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>
総合事務所		<p>所長 局長 副局長 課長(保健衛生課長を除く。) 室長(心と女性の相談室長を除く。) 館長 課長補佐</p>	総合事務所		<p>所長 局長 副局長 課長(保健衛生課長を除く。) 室長(福祉と保健の相談室長及び心と女性の相談室長を除く。) 館長</p>
略			略		
名古屋事務所		所長	名古屋事務所		所長
略			略		
男女共同参画センター		所長 事務局長 次長	男女共同参画センター		事務局長
略			略		
とっとり賀露かっこ館		館長	とっとり賀露かっこ館		館長
略			略		
略			略		
教 育 委 員	教 育 委 員	本庁	教 育 委 員	教 育 委 員	本庁
		<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総</p>			<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総</p>

会 の 事 務 局 部 局 等	務課給与担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 特別支援教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	
	略	
	教	略
	育	図書館 館長 副館長
	機	博物館 館長 副館長 総務課長
	関	スポーツセンター 所長
	略	
		埋蔵文化財センター 所長
	略	
		特別支援学校 校長 教頭 部主事 事務長
略		

備考

1～4 略

5 略

6 略

会 の 事 務 局 部 局 等	務課給与担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 障害児教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	
	略	
	教	略
	育	図書館 館長 次長
	機	博物館 館長 副館長 総務課長
	関	
	略	
		埋蔵文化財センター 所長
	略	
		スポーツセンター 所長
略		
	盲学校 校長 教頭 部主事 事務長	
	聾学校 校長 教頭 部主事 事務長	
	養護学校 校長 教頭 部主事 事務長	
略		

備考

1～4 略

5 この表中「参事」とは、参事のうち管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)第2条に規定する職を占める参事をいう。

6 略

7 略

(管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第9項又は第22項の規定の適用を受ける職員の管理職員等の範囲については、平成20年3月31日までの間、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第10項又は第24項の規定の適用を受ける職員の管理職員等の範囲については、平成20年3月31日までの間、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成19年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>職員の旅費等に関する条例施行規則</u></p>	<p><u>職員の旅費に関する条例施行規則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の旅費等に関する条例</u>（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の旅費に関する条例</u>（昭和45年7月鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p>
<p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（<u>条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。</u>）、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>	<p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>

(旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額)

第5条 条例第3条第5項の人事委員会規則で定める金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きをしたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、当該額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例による支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 略

(口頭による旅行命令等の要件等)

第7条の2 条例第4条第6項の規定による旅行命令等(次項において「口頭による旅行命令等」という。)は、次に掲げる旅行のいずれかを行う場合に限り、旅行命令権者が用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日(次項において「用務等」という。)を明らかにすることによって、これを発し、又は変更することができるものとする。

- (1) 日常の業務として行う旅行
- (2) 出発から帰着までの往復の時間が概ね4時間以内である旅行(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が認める旅行

2 略

(旅行命令簿等の記載事項)

第8条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 旅行命令等を発した年月日、用務、用務地並びに旅行の方法及び期間
- (3) 旅行の時間(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)

(4) 略

(旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額)

第5条 条例第3条第5項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続きをしたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例による支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため、又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 略

(口頭による旅行命令等の要件等)

第7条の2 条例第4条第6項の規定による旅行命令等(次項において「口頭による旅行命令等」という。)は、当該旅行が日常の業務として行う出張のための内国旅行である場合に限り、これを発し、又は変更することができるものとする。この場合において、旅行命令権者は、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日(次項において「用務等」という。)を明らかにしなければならない。

2 略

(旅行命令簿等の記載事項)

第8条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 旅行命令等を発した年月日、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の期間

(3) 略

(旅費請求等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第1に定める添付書類とする。

(1) 略	
(2) 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費	ア~ウ 略 エ 請求事由(条例第3条第6項に規定する旅費を請求する場合にあっては、旅費額を喪失した理由を含む。) オ 略
(3) 略	

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。

(定額による車賃が支給される旅行等)

第14条 略

2 前項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 略

(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)

第14条の2 条例第29条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)による職務の級に相当する給与と条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」と

(旅行請求等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第2に定める添付書類とする。

(1) 略	
(2) 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費	ア~ウ 略 エ 請求事由(条例第5条第6項に規定する旅費を請求する場合にあっては、旅費額を喪失した理由を含む。) オ 略
(3) 略	

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。

(定額による車賃が支給される旅行等)

第14条 略

2 条例第17条の人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの額は、16円とする。

3 第1項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 略

(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)

第14条の2 条例第29条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)による職務の級に相当する職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行

いう。)による職務の級とする。この場合において、国家公務員の職務の級における号俸に相当する職員の職務の級の号給は、行政職俸給表(一)による職務の級の号俸に相当する行政職給料表による職務の級の号給とする。

2 行政職給料表の適用を受けない職員(次項及び第4項の規定の適用を受ける者を除く。)にあつては、当該職員の職務の級及び号給に対応する別表第2に定める行政職給料表による職務の級及び号給を当該職員の職務の級及び号給(以下「行政職級号給」という。)とみなして前項の規定を適用する。

3及び4 略

(非常勤職員の費用弁償)

第16条の2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める額は、非常勤職員(条例第1条に規定する非常勤職員のうち一般職に属する者をいう。)を行政職給料表の1級の職務にある職員とみなして条例の規定を適用した場合に算出される鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当の額とする。

別表第4(第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合(前2号及び次号の規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

政職給料表」という。)による職務の級とする。この場合において、国家公務員の職務の級における号俸に相当する職員の職務の級の号給は、行政職俸給表(一)による職務の級の号俸に相当する行政職給料表による職務の級の号給とする。

2 行政職給料表の適用を受けない職員(次項及び第4項の規定の適用を受ける者を除く。)にあつては、当該職員の職務の級及び号給に対応する別表第1及び別表第1の2に定める行政職給料表による職務の級及び号給を当該職員の職務の級及び号給(以下「行政職級号給」という。)とみなして前項の規定を適用する。

3及び4 略

別表第4(第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 職員が水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行した場合には、条例に定める支度料に相当する額を支給しないものとする。

<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 給与条例第10条第1項第2号に規定する自動車等を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が私有自動車等を利用して行う旅行（在勤庁と用務地との間を往復する旅行（宿泊を伴うものを除く。）及び週休日等に行う旅行を除く。）をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定める車賃の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。</p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 日当、宿泊料及び旅行手当 条例第18条第1項に定める日当、条例第19条第1項に定める宿泊料及び別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>	<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 職員の給与に関する条例第10条第1項第2号に規定する自動車等を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が私有自動車等を利用して行う旅行（在勤庁と用務地との間を往復する旅行（宿泊を伴うものを除く。）及び週休日等に行う旅行を除く。）をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定める車賃の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。</p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 日当、宿泊料、<u>支度料</u>及び旅行手当 条例第18条第1項に定める日当、条例第19条第1項に定める宿泊料、<u>条例に定める支度料</u>及び別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>
--	---

第2条 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

「	別表第1及び別表第1の2を削り、別表第2中	「	条例第17条に規定する車賃	その支払を証明する書類（支
	出担当職員等が必要と認める場合に限る。）	」	条例第17条に規定する車賃	その支払を証明する書類
	を	」	条例第18条第2項第2号に	その帰着する時刻を証明する。）
	」	」	規定する日当	

（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）
 書類（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）に改め、同表を別表第1とし、別表第1の次に次の1表

を加える。

別表第2（第14条の2関係）

ア 再任用職員以外の職員

行政職給料表 他の給料表	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
公安職給料表		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級の 9 号 給以上 2 級の 33 号 給以上 1 級の 41 号 給以上	3 級の 8 号 給以下 2 級の 32 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
教育職給料表 (1)		4 級	3 級	2 級の 49 号 給以上	2 級の 41 号 給から 48 号 給まで	2 級の 37 号 給から 40 号 給まで	2 級の 25 号 給から 36 号 給まで	2 級の 9 号 給から 24 号 給まで 1 級の 41 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
教育職給料表 (2)			4 級 3 級の 17 号 給以上	3 級の 9 号 給から 16 号 給まで	3 級の 8 号 給以下 2 級の 53 号 給以上	2 級の 45 号 給から 52 号 給まで	2 級の 37 号 給から 44 号 給まで	2 級の 21 号 給から 36 号 給まで 1 級の 41 号 給以上	2 級の 20 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
研究職給料表	5 級の 5 号 給以上	5 級の 4 号 給以下		4 級 3 級の 13 号 給以上	3 級の 5 号 給から 12 号 給まで	3 級の 4 号 給以下	2 級の 25 号 給以上	2 級の 9 号 給から 24 号 給まで 1 級の 45 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級の 44 号 給以下
医療職給料表 (1)	4 級	3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下	2 級の 13 号 給以上	2 級の 9 号 給から 12 号 給まで	2 級の 8 号 給以下 1 級の 25 号 給以上	1 級の 13 号 給から 24 号 給まで	1 級の 12 号 給以下	
医療職給料表 (2)			7 級	6 級	5 級		4 級 3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下 2 級の 9 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級
医療職給料表 (3)			7 級	6 級	5 級		4 級 3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下 2 級の 29 号 給以上	2 級の 28 号 給以下 1 級
臨時的任用職員									すべての者

備考 この表は、再任用職員（給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に適用する。

イ 再任用職員

行政職給料表 他の給料表	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
公安職給料表		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級 2 級	

							1級	
教育職給料表 (1)		4級	3級			2級	1級	
教育職給料表 (2)			4級 3級			2級	1級	
研究職給料表		5級		4級	3級		2級	1級
医療職給料表 (1)	4級		3級			2級	1級	
医療職給料表 (2)			7級	6級	5級		4級 3級	2級 1級
医療職給料表 (3)			7級	6級	5級		4級 3級	2級 1級

備考 この表は、再任用職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第17号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第1条の2に規定する短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。	(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第18号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第16条の8の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>それぞれ当該各号に定める額</u>(条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年<u>2</u>月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第16条の8の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
(趣旨)		(目的)	
第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
(1)~(3) 略		(1)~(3) 略	
(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略	(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略
ア 略		ア 略	
イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置		イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な	

を講ずることを目的とする施設 であって人事委員会が定めるも のにおける活動 ウ~ケ 略 (4)~(19) 略	措置を講ずることを目的とする 施設であって人事委員会が定め るものにおける活動 ウ~ケ 略 (4)~(19) 略
--	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)~(3) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> (3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>障害者支援施設、特別養護老人ホーム</u>その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	(1)~(3) 略		(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>障害者支援施設、特別養護老人ホーム</u> その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動	略	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)~(3) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> (3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム</u>その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	(1)~(3) 略		(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム</u> その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動	略
(1)~(3) 略									
(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>障害者支援施設、特別養護老人ホーム</u> その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動	略								
(1)~(3) 略									
(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 略 イ <u>身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム</u> その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動	略								

ウ～ケ 略		ウ～ケ 略	
(4)～(27) 略		(4)～(27) 略	
(28) 学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2の規定に基づき設置された施設を含む。)の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	略	(28) 学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に基づいて設置された施設を含む。)の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	略
(29) 公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間	(29) 公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合	その都度必要と認める期間(準備行為の期間を除く。)
(30) 地方公務員法第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間	(30) 地方公務員法第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合	その都度必要と認める期間(準備行為の期間を除く。)
(31) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき勤務時間中において適法な交渉を行う場合又は同法第11項の規定に基づき当局に不満を表明し、若しくは意見を申し出る場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間	(31) 地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	その都度必要と認める期間(準備行為の期間を除く。)
(32)～(34) 略		(32)～(34) 略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第20号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)に関し、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)~(7) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ</td> <td style="width: 50%;">その都度必要と認める期間</td> </tr> </table>	(1)~(7) 略		(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ	その都度必要と認める期間	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)に関し、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)~(7) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤</td> <td style="width: 50%;">その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)</td> </tr> </table>	(1)~(7) 略		(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
(1)~(7) 略									
(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ	その都度必要と認める期間								
(1)~(7) 略									
(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)								

<p>る災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合(準備行為を行う場合を除く。)</p>		<p>による災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合</p>	
<p>(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合(準備行為を行う場合を除く。)</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)</p>
<p>(10) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき勤務時間中において適法な交渉を行う場合又は同条第11項の規定に基づき当局に不満を表明し、若しくは意見を申し出る場合(準備行為を行う場合を除く。)</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>(10) 地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合</p>	<p>その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)</p>
<p>(11) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第7条の規定に基づき団体交渉を行い、又は同法第13条第1項の規定に基づき設置する苦情処理共同調整会議に出席する場合(準備行為を行う場合を除く。)</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>		
<p>(12) 略</p>		<p>(11) 略</p>	
<p>(13) 略</p>		<p>(12) 略</p>	
<p>(14) 略</p>		<p>(13) 略</p>	
<p>(期間の単位及び計算) 第3条 義務免除をされる期間の単位は、<u>1分</u>とする。 ただし、これにより難しい場合は、<u>1日又は1時間</u>を単位とすることができる。 2 週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は休日(勤務時間条例第12条第1項に規定する代休日を含む。以下同じ。)をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。 (義務免除の手続) 第4条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事</p>		<p>(期間の単位及び計算) 第3条 義務免除される期間の単位は、<u>1日又は1時間</u>とする。 2 週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は休日(勤務時間条例第12条第1項に規定する代休日を含む。以下同じ。)をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。 (義務免除の手続) 第4条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県</p>	

<p>委員会規則第15号)の規定による特別休暇の手続の例による。</p> <p>(非常勤職員の義務免除)</p> <p><u>第6条 非常勤職員(常時勤務に服することを要しない職員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員に限り、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。)</u>の義務免除については、任命権者が定める。</p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>人事委員会規則第15号)の規定による特別休暇の手続の例による。</p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第6条 略</u></p>
--	--

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(33) 略</p> <p>(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表<u>第14号</u>の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。</p> <p>(35)~(38) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(33) 略</p> <p>(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表<u>第13号</u>の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。</p> <p>(35)~(38) 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第21号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後										改 正 前													
<p>（趣旨） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第2項の規定に基づき、職員の給料表に定める職務の級を定めるものとする。</p>										<p>（目的） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第2項の規定に基づき、職員の給料表に定める職務の級を定めることを目的とする。</p>													
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）													
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
知事の本務部局	防災危機管理課				室長	室長		課長			知事の本務部局	防災危機管理課				室長	室長						
	総務課							課長			知事の本務部局	消防防災航空室						室長	室長				
	県民室						室長	室長			知事の本務部局	総務課						公益法人・団体指導室の室長	公益法人・団体指導室の室長				
	職員課							課長			知事の本務部局	政策法務室						室長	室長				
	略										知事の本務部局	県民室						室長	室長				
	財政課								課長		知事の本務部局	略							室長	室長			
	企画課								課長		知事の本務部局	福利厚生室							室長	室長			
	文化観光局									局長	局長	知事の本務部局	庶務集中推進室						室長	室長			
	福祉保健課								課長			知事の本務部局	集室						室長	室長			
	環境立派推進課								課長			知事の本務部局	中物品調達室						室長	室長			
衛生環境研究所				課長	課長	次長					企 画 部	とっとりイメージ創出室						室長	室長				
											企 画 部	文化観光局									局長	局長	
											生 活 環 境	衛生環境研究所				課長	課長	次長					

部 略									
商工労働部	経済政策課							課長	
農林水産部	農政課							課長	
農林水産部	農業大学校				課長	課長		次長	部長
農林水産部	和牛全共室							室長	室長
農林水産部	市瀬地区生活安定推進室							室長	室長
農林水産部	県土整備課								課長
農林水産部	県土整備部								
農林水産部	建設事業評価行政監察監							室長	室長
農林水産部	会計管理室 出納室							室長	室長
農林水産部	局							室長	室長
本庁共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事 学芸員 秘書 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 機関士 航海士 通信士	主事 学芸員 秘書 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 機関士 航海士 通信士	係長 秘書 主計員 企画員 広報企 画員 税務主 幹 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 助教授 機関長 検査主 幹	課長補 佐 室長補 佐 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 用地主 幹 検査主 幹	課長補 佐 室長補 佐 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 用地主 幹 検査主 幹	課長 室長 所長 農工芸 振興宣 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	副局長 所長 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	次長 部長 行政監 察監 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	部長 防炎監 行政監 察監 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員
地方機関	各 福祉保健局				室長	室長			
	各 農林局						所長		
地方機関	総合事務所						課長補 佐 室長補 佐 次長		副局長 局長 所長 副局長 所長
地方機関	消防学校	教官	教官	副校長	副校長	校長			副校長
地方機関	名古屋事務所						所長	所長	
地方機関	各 福祉保健局					室長	室長		
地方機関	各 農林局						所長		

部 略									
商工労働部	産業技術センター							課長	課長
農林水産部	農業大学校				課長	課長		次長	部長
農林水産部	和牛全共室							室長	室長
農林水産部	市瀬地区生活安定推進室							室長	室長
農林水産部	建設事業評価行政監察監							室長	室長
農林水産部	会計管理室 出納室							室長	室長
農林水産部	局							室長	室長
本庁共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事 秘書 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 機関士 航海士 通信士	主事 秘書 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 機関士 航海士 通信士	係長 秘書 主計員 企画員 広報企 画員 税務主 幹 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 助教授 機関長 検査主 幹	課長補 佐 室長補 佐 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 用地主 幹 検査主 幹	課長補 佐 室長補 佐 主任監 察員 教授 専任 林業専 門技術 士 用地主 幹 検査主 幹	課長 室長 所長 農工芸 振興宣 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	副局長 所長 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	次長 部長 行政監 察監 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員	部長 防炎監 行政監 察監 局長 行政監 察監 理事監 校長 院長 参事監 校長 院長 参事 主任教 授 総括檢 査専門 員 検査専 門員
地方機関	各 福祉保健局				室長	室長			
	各 農林局						所長		
地方機関	消防学校	教官	教官	副校長	副校長	校長			副校長
地方機関	名古屋事務所						所長	所長	
地方機関	各 福祉保健局					室長	室長		
地方機関	各 農林局						所長		

特別支援学校	学校栄養職員 介助職員	学校栄養職員 介助職員	事務次長 事務次長	事務次長 事務次長	事務次長 事務次長				
共通	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書	係長 副主幹 栄養士 教育相談員	主幹	主幹				
市町村立学校及び共同調理場	事務職員 学校栄養職員	事務職員 学校栄養職員	事務副主幹 学校栄養職員	事務主幹	事務主幹				
警察本部	総務課 会計課 厚生課 運転免許課 監察官室					課長			
略	共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士	次席課長補佐 隊長補佐	次席課長補佐 隊長補佐	課長室長 管理官	室長		
略	略								
監察委員事務局			監査主任 監査主幹	課長 監査主幹	課長 監査主幹	次長	事務局長	事務局長	
人事委員会事務局	主事	主事	課長補佐	課長	課長	次長	事務局長	事務局長	
労働委員会事務局	主事	主事	副主幹	課長 主幹	課長 主幹	事務局次長	事務局長	事務局長	
略	略								
備考	略								

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察本部	総務課 会計課 厚生課 運転免許課 監察官室									課長
略	共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長	次席副隊長 副隊長	次席副隊長 副隊長	課長企画官 監察官 所長	課長補佐 室長補佐 隊長補佐	隊長補佐 隊長補佐
略	略									
警察署	倉吉警察署 境港警察署 八橋警察署									署長

操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	関士 甲板長 操機長 司ちゅう長 冷凍長								
盲学校	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長	事務次長					
聾学校	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長	事務次長					
養護学校	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長	事務次長					
共通	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書 介助職員	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書 介助職員	係長 副主幹 栄養士	主幹	主幹					
市町村立学校及び共同調理場	事務職員 学校栄養職員	事務職員 学校栄養職員	学校栄養職員							
警察本部	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士		次席課長補佐	次席課長補佐	課長 管理官	課長			
略	略									
監察委員事務局			監査主任 監査主幹	課長 監査主幹	課長 監査主幹	次長	事務局長	事務局長		
人事委員会事務局	主事	主事	課長補佐	課長	課長	次長	事務局長	事務局長		
労働委員会事務局	主事	主事	副主幹	課長 主幹	課長 主幹	事務局次長	事務局長	事務局長		
略	略									
備考	略									

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察本部	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長	次席副隊長 副隊長	次席副隊長 副隊長	課長企画官 監察官 所長	課長補佐 室長補佐 隊長補佐	隊長補佐 隊長補佐	隊長補佐 隊長補佐
略	略									
警察署	倉吉警察署 境港警察署									署長

略
備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育 機関	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	教頭 校長
	略				
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	スポーツセンター		係長 指導主事	係長 指導主事	
略					
	埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	
略					
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	教頭	校長
知事の事 務部局	本庁		専門員 室長 企画員	専門員 室長 企画員	
	地方 機関	略		総括専門員 専門員	総括専門員 専門員
	略				
	福祉相談センター		副主幹	副主幹	
	児童相談所		副主幹	副主幹	
	略				
	倉吉総合看護専門学 校		副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師	副校長 教務主幹	

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	教頭	校長
共同調理場			栄養教諭		
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育 機関	略			
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	スポーツセンター		係長 指導主事	係長 指導主事	
	略				
	埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	
略					
知事の事 務部局	本庁		専門員 室長 企画員	専門員 室長 企画員	
	地方 機関	略		総括専門員 専門員	総括専門員 専門員
	略				
	福祉相談センター		副主幹	副主幹	
	児童相談所		副主幹	副主幹	
	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事 務部局	衛生環境研究所				所長	所長

略
備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育 機関	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 講師	教頭 校長
	略				
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	埋蔵文化財センター		係長	係長	
略					
	スポーツセンター		文化財主事 指導主事	文化財主事 指導主事	
略					
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 講師	教頭	校長
知事の事 務部局	本庁		専門員 室長	専門員 室長	
	地方 機関	略		専門員 専門員	
	略				
	福祉相談センター		副主幹	副主幹	
	略				
		倉吉総合看護専門学 校		副校長 部長 教務主任 講師	副校長

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 講師	教頭	校長
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育 機関	略			
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	埋蔵文化財センター		係長	係長	
	スポーツセンター		係長 指導主事	係長 指導主事	
略					
知事の事 務部局	本庁		専門員 室長	専門員 室長	
	地方 機関	略		専門員 専門員	
	略				
	福祉相談センター		副主幹	副主幹	
	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事 務部局	衛生環境研究所				所長	所長
	産業技術センター				室長	

略	知事の事務部局共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	研究員	分場長 室長	所長 場長 次長	
---	--	-----	-----	-----------	----------------	--

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級		1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	地方総合事務所 略 （前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	局長					
		副局長					
		課長					
		総合療育センター	部長 副院長	院長 副院長			
		鳥取療育園		部長			
中部療育園	略	園長					
		園長					
		園長					
精神保健福祉センター	略	課長					
		所長 課長					
本庁	医療政策課	室長					
		本庁共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監	

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務所の事務部局	日野総合事務所 総合事務所共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）					課長	課長	
						課長補佐	副局長	局長
							課長	
食肉衛生検査所	略							所長
								所長

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務部局	総合療育センター			看護主任	看護師長	看護師長	部長	
略								

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

略	知事の事務部局共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	研究員	分場長 室長 科長 試験地長 特別研究員	所長 センター長 場長 次長	センター長
---	--	-----	-----	----------------------------------	-------------------------	-------

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級		1級	2級	3級	4級
知事事務部局	地方総合事務所 略 （前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	局長					局長
		副局長					副局長
		課長					
		総合療育センター	部長	院長 副院長			院長
		鳥取療育園		部長			園長
中部療育園	略	園長				園長	
		園長				園長	
精神保健福祉センター	略	課長				課長	
		所長 課長				所長	
本庁	医療薬事課	室長					
		本庁共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 所長 参事監	

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務所の事務部局	各総合生活環境局 日野総合事務所 総合事務所共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）						局長 副局長	局長 副局長
							課長補佐	課長
							課長	課長
食肉衛生検査所	略							所長
								所長

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務部局	総合療育センター			看護師長	看護師長	看護師長	部長	
略								

地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第22号

地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第1条 地域手当に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の2及び第18条の規定に基づき、地域手当に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <p>附則別表(附則第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> <td style="text-align: center;">100分の14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員</td> <td style="text-align: center;">100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	100分の14	大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員	100分の12	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の2及び第18条の規定に基づき、地域手当に<u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の11</u>とする。</p> <p>附則別表(附則第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">級地</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級地</td> <td style="text-align: center;">100分の13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級地</td> <td style="text-align: center;">100分の11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級地</td> <td style="text-align: center;">100分の11</td> </tr> </tbody> </table>	級地	支給割合	1級地	100分の13	2級地	100分の11	3級地	100分の11
支給地域	支給割合														
東京都特別区	100分の14														
大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49(地域手当)附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合(以下「人事院規則附則の支給割合」という。)が100分の12である地域(大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。)のうち人事委員	100分の12														
級地	支給割合														
1級地	100分の13														
2級地	100分の11														
3級地	100分の11														

会が定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11
人事院規則附則の支給割合が100分の10である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の10
人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8
人事院規則附則の支給割合が100分の7である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の7
人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6
人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5
人事院規則附則の支給割合が100分の4である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の4
人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3
人事院規則附則の支給割合が100分の2である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の2

--	--	--

別表（第2条、第3条関係）

支給地域	級地
東京都特別区	1級地
大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）別表第1の級地の欄に掲げる級地（以下「人事院規則の級地」という。）が2級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	2級地
愛知県名古屋市及び人事院規則の級地が3級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	3級地
人事院規則の級地が4級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	4級地
人事院規則の級地のが5級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	5級地

別表（第2条、第3条関係）

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
愛知県	名古屋市	3級地

<p>人事院規則の級地のが6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの</p>	<p>6級地</p>
---	------------

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の3の規定に基づき、初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する公署に置かれるもの</p> <p><u>(4) 条例第9条の2の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u></p> <p><u>(5) 条例第9条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の3の規定による初任給調整手当の支給については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの</p> <p>(4) 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する公署に置かれる職</p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3</p>

<p>項に規定する職を占める職員（以下「3項職員」という。）にあっては、6年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（3項職員にあっては、6年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（3項職員にあっては、6年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>	<p>項に規定する職に採用された職員にあっては、6年。以下同じ。）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては6年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>
---	---

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	25,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	20,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	15,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	10,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	5,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200	
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800	
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	159,100	98,500	31,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000	
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800	
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600	
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300	
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900	
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職

を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。